

- ウ、教育モニターとして依頼する期間は、依頼した日から翌年3月31日までとする。
- ④ 教育モニターの人数  
教育モニターの人数は26名とし、教育モニターの職業区分、各郡市別、年令別区别人数は別に定める。
- ⑤ 謝 礼  
教育モニターの報告に対し、報告1回について1,000円を謝礼として支払う。
- ⑥ 報告書の処理  
文書および口頭による報告は、その都度整理して報告書を作成し、必要に応じ序議に報告するほか、関係行政機関へ送付する。
- ⑦ 事務の処理  
教育モニターに関する事務は、福島県教育委員会事務局総務局課長が行なう。
- ⑧ その他  
この事項に定めるもののほか、教育モニターに必要な事項は別に定める。  
教育委員会は、教育モニターに対し、広報に関する資料その他適当な資料を送付する。
- (2) 教育モニター実施細則
- ① 教育モニターの職業区分別・郡市別人数  
ア、職業区分別  
職業区分は、専門的技術的管理的職業2、事務従事2、農林漁業従事3、労務従事2、販売サービス職業従事3、報道従事2、教職員4、主婦4、学生2、その他2の10職業区分とし、教育モニターの人数は26人とする。
- イ、都市別  
信夫郡5、伊達郡1、安達郡1  
郡山市3、岩瀬郡1、東白川郡1、西白河郡1、石川郡1、田村郡1、南会津郡1、北会津郡3、耶麻郡1、両沼1、石城郡3、双葉郡1、相馬郡1
- ② 教育モニターの資格  
教育文化に関心をもち、教育モニターとしての熱意をもっている者で、次の各号に該当するものとする。  
ア、日本国民で年令満20歳以上の者で、福島県に居住している者  
イ、次の職についていない者  
(ア) 国会議員、県会議員、市町村議会の議員  
(イ) 常勤の国家公務員および地方公務員（教職員を除く）  
(ウ) 非常勤の国家公務員のうち行政苦情処理相談員
- ③ 応募の方法  
教育モニターの応募者は、所定の申込書に必要事項を記入し、福島県教育委員会事務局総務課へ提出する。
- ④ 選考および推せんの方法  
教育委員会事務局に教育モニター選考委員会を設け、応募者の中から適当と認められる者を職業区分に掲げる人数の2倍程度を選考し、教育長に推せんする。  
教育長は、推せんされた者の中から、定員の26名を決定し、教育委員会に報告し、承認を求める。
- ⑤ 実施の方法  
ア、文書による報告は、択一式および記述式により年間2回行なう。（9月、11月）  
イ、口頭による報告は、年1回会議の方式で県庁で行なう。（1月）
- ⑥ 謝礼の支払い  
ア、教育モニター会議の出席に要する交通費はその実費を支払う。  
イ、教育モニターの応募状況  
8月25日で応募をしめきった結果、応募状況は下記のとおりであった。
- ① 応募総数 125名
- ② 職業別内訳  
専門的技術的管理的職業 12名  
事務職 9名  
農林・漁業 14名  
労務職 3名  
販売サービス業 11名  
報道関係職 3名  
教職員 20名  
主婦 39名  
学生 3名  
無職・その他 11名
- ③ 地域別内訳  
信夫 26名 両 沼 10名  
伊 達 3名 西白河 4名  
安 達 8名 東白川 3名  
郡 山 14名 石 川 5名  
岩 濑 6名 田 村 4名  
南会津 3名 石 城 18名  
北会津 8名 双 葉 3名  
耶 麻 6名 相 馬 4名
- ④ 男女別、年令別内訳  
男 78名  
女 47名  
20才～29才 12名  
30才～49才 73名  
50才 以上 40名
- ⑤ 昭和41年度「教育モニター」名簿  
上記の応募者のうち、9月2日の定例委員会によって下記のかたがたに「教育モニター」として委嘱することに決定した。